

債務負担行為の設定期間を超えた契約について

1 事象

令和7年度一般会計補正予算（第2号）において、令和8年度から令和12年度までの債務負担行為を設定したが、賃貸借期間が令和8年7月1日から令和13年6月30日までの、債務負担行為の設定期間を超えた契約を締結していた。

2 経緯

令和8年度サマカン協議において、主管課である区民文化部スポーツ振興課から「体育施設空調設備賃貸借」の提案があった。体育施設の熱中症対策のため早期稼働の要望があったこと、機器の調達に数か月間を要することから、令和7年度一般会計補正予算（第2号）で賃貸借期間を令和8年4月から令和13年3月の60か月とし、令和8年度から令和12年度までの債務負担行為（いわゆるゼロ債）を設定し、令和7年10月14日に議決された。

令和7年10月14日付起票された契約原議において、賃貸借期間が令和8年7月1日から令和13年6月30日までと記載され、賃貸借期間の終期が債務負担行為の設定期間を超えていたが、令和7年11月28日指名競争入札にて落札者が決定し、令和7年12月1日に契約が締結された。

その後、財政課において年度末に向け、債務負担行為の年度ごとの経費の確認作業中に、債務負担行為設定期間を超えていることが判明した。

3 原因

財政課は、主管課から稼働開始時期が令和8年7月からになりそうだと相談を受けていたものの、賃貸借期間は当初の令和8年4月から令和13年3月までと認識していた。また、契約原議が回付された際に、債務負担行為に基づくことが記載されていなかったため、債務負担行為の設定内容との整合確認が漏れてしまった。

スポーツ振興課は、賃貸借期間の終期が令和13年6月末を想定していたにも関わらず、補正予算書の債務負担行為調書の確認が不十分であった。また、契約原議を決裁する際に、気づかず処理した。

4 今回の対応と再発防止策

(1) 今回の対応

本件について、予算に定めた期間を超えて契約を締結しているが、金額・総月数は範囲内となっている。また、会計年度経過後に令和7年度の債務負担行為の補正は不可能であり、令和8年度補正予算において新たな債務負担行為を設定した場合でも、当該年度中に契約を変更した場合のみ有効となる。契約自体は有効であり、契約を変更する要因がない現状においては、実質的な対応方法はない状況であるが、直近の補正予算において新たに債務負担行為を設定し、形式的な整合を図っていく。

(2) 再発防止策

本件の課題は、両課における知識・経験不足及び情報共有・伝達の不徹底により、誤認を確認できなかったことである。

本件と同様に、人員確保や機器確保の期間を要することが原因で、債務負担行為を設定する事案が増加する傾向にあるため、以下の事務改善を図り、全庁的に再発防止に努めていく。

- ① 債務負担行為について、全庁的に理解が深まるよう周知する。
- ② 契約原議及び予算見積書において、債務負担行為に基づく事案であることを明記し、財政課及び主管課での誤りや漏れがないようチェックを徹底する。
- ③ 予算事務や関連制度の理解を十分に深め、債務負担行為の設定に関する研修およびOJTを徹底する。